

JIS

案内用図記号

JIS Z 8210 : 2017

平成 29 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	坂 倉 忠 夫	公益社団法人消費者関連専門家会議
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.3.20 改正：平成 29.7.20

官 報 公 示：平成 29.7.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 用語及び定義	2
3 案内用図記号の分類	2
4 安全などの案内用図記号に用いる基本形状, 色及び使い方	3
5 案内用図記号－施設などの種類	3
5.1 公共・一般施設図記号	3
5.2 交通施設図記号	16
5.3 商業施設図記号	21
5.4 観光・文化・スポーツ施設図記号	22
6 案内用図記号－安全などの種類	25
6.1 安全図記号	25
6.2 禁止図記号	27
6.3 注意図記号	31
6.4 指示図記号	34
6.5 災害種別一般図記号	36
6.6 洪水・堤防案内図記号	37
附属書 JA (参考) この規格で規定したもの以外の案内用図記号	38
附属書 JB (参考) 優先設備及び優先席の図記号の組合せ使用方法	42
附属書 JC (参考) ベビーカー図記号の使用方法	45
附属書 JD (規定) ヘルプマークの使用方法	47
附属書 JE (参考) JIS と対応国際規格との対比表	49
解 説	93

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 8210:2016** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

案内用図記号

Public information symbols

序文

この規格は、2007年に第3版として発行されたISO 7001, Amendment 1 (2013), Amendment 2 (2015) 及び Amendment 3 (2016), 2011年に第2版として発行されたISO 7010, Amendment 1 (2012), Amendment 2 (2012), Amendment 3 (2012), Amendment 4 (2013), Amendment 5 (2014), Amendment 6 (2014) 及び Amendment 7 (2016) 並びに2008年に第1版として発行されたISO 20712-1を基とし、国内で継続して使用している図記号を加え、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JEに示す。また、この規格の附属書JA～附属書JDは、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、不特定多数の人々が利用する場所、建物、印刷物などに、言葉によらない表現による“案内”に用いる図記号を規定したものである。今日、人及びものの国際交流が増大する中で、文字・言語の壁を超えて情報伝達を図る手段として、案内用図記号の果たす役割は重要である。

1 適用範囲

この規格は、不特定多数の人々向けの案内に用いる図記号について規定する。案内用図記号を用いて情報を伝えることが好ましい領域は、例えば、公共・一般施設、交通施設、特定の場所・建物、観光、商業・小売店など、あらゆる施設のほかに、様々な地図、案内板、標識、印刷物などである。

なお、周囲の人に援助又は配慮を必要としていることを知らせるための“ヘルプマーク”については、附属書JDに規定する。また、この規格で規定したものの以外の案内用図記号を附属書JA、優先設備及び優先席の図記号の組合せ使用方法について附属書JB、ベビーカー図記号の使用方法について附属書JCに示す。

注記1 この規格は、工業生産される標識板などの作成に関して適用されるものであるが、それ以外の方法、例えば、印刷する、画像で表す、など何らかの表現方法によって表示されるものにも適用できる。

なお、機器・装置用図記号は除く。

注記2 図記号に関する定義及び原則には次の規格があり、この規格の適用に当たっては手引きとして用いるとよい。

a) 図記号の理解度試験方法 (ISO 9186-1:2014)

b) 図記号—一般案内用図記号の作成及びデザイナー要求事項 (ISO 22727:2007)

注記3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 7001:2007, Graphical symbols—Public information symbols, Amendment 1:2013, Amendment 2:2015 及び Amendment 3:2016